



川越

広報

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492)24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 瀧二 ■編集 企画財政部企画課



装いを新たにシーズンイン

上戸運動公園は 皆さんの施設です

昨年九月一日の、台風十六号に伴う出水で、大きな被害を受けた上戸運動公園でしたが、春のスポーツシーズンを前に、このほどほぼ整備が完了しました。

市民の皆さんが、思いきりスポーツを楽しめるようにつくられた皆さんの施設ですから、どうぞお気軽にご利用ください。もちろん使用は無料です。

三月から十一月までの九カ月とします。使用できる時間は午前八時三十分から午後五時までですが、季節その他の条件によって、多少変更することもあります。

使用の申し込み

使用する場合は、上戸運動公園管理事務所(☎31-6400)へ、印鑑持参の上、備え付けの申込用紙に必要事項を記載して提出してください。(月曜日は休み)なお、電話予約も受け付けますが、この場合も、使用日の三日前までに申込書を提出するようお願いいたします。

使用上の注意

- ◎用具はありませんので、各人でご用意ください。
- ◎バックネット、ベンチ、ポールなどの施設を破損しないよう、気をつけてください。
- ◎使用中の事故については責任を負いませんので、事故が起きないように十分注意してください。
- ◎使用後は、ごみをきれいに片付けてください。

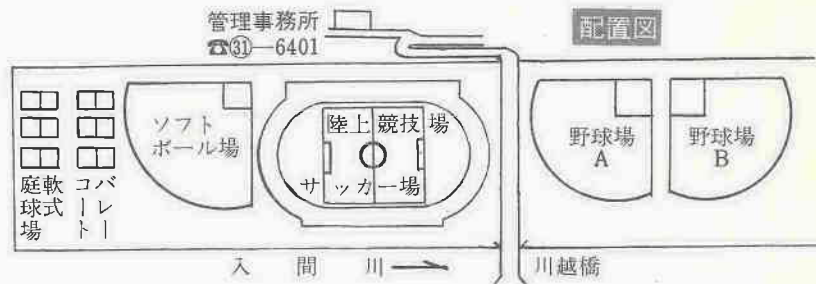
貸出期間

と時間

冬期はグラウンドコンディションが不良になりますので、貸出期間は原則として

施設の種類の

- ▽陸上競技場(四百メートルトラック)
- ▽サッカー場(陸上競技場と共通)
- ▽野球場二面
- ▽ソフトボール場
- ▽軟式庭球場三面
- ▽バレーコート三面
- ▽練習場



主な内容

- 上戸運動公園装いを新たにシーズンイン、人口のうごき 1 P
- 水洗便所は改造を、4月から葬祭業務・友引日に休業ほか 2 P
- たき火による火災を防止、危険物取扱者の準備講習会と試験案内ほか 3 P
- 増えている交差点での一時不停止事故、児童手当ほか 4 P
- 市内の約8割が県水の受水区域に、同和問題をみんなで考えよう② 5 P
- 選挙関係 6~9 P
- 写真ニュース、まちのひろば、交流コーナー 10~11 P
- 市民相談・法律相談を拡充、4月に狂犬病の予防注射、パートの母さん募集中です、公民館グループに登録を、小児マヒ生ワクチン服用 12~13 P
- ぼくらの作文、季節の話題・メモ、短歌だよりほか 14 P

人口のうごき 3月1日現在

人口	217,331人
(前年同期)	207,548人)
男	110,285人
女	107,046人
前月比	557人増
世帯数	62,976世帯
出生	345人
死亡	103人
転入	1,183人
転出	868人



水洗便所に改造を

一部区域は期限を経過

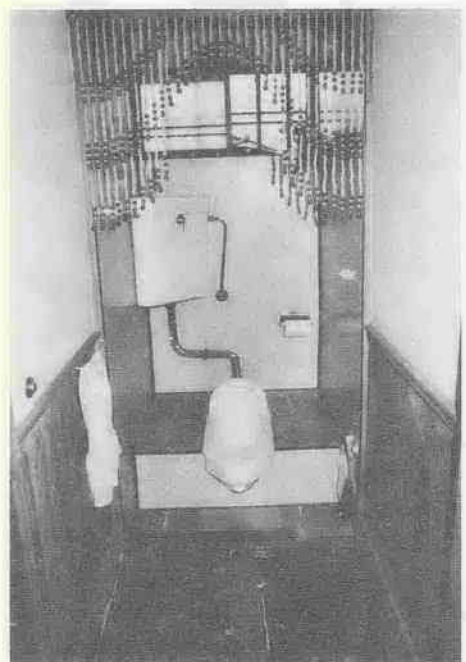
水洗可能区域にのみ取り便所がついている建物を持つて
いる方は、公示された下水の処理開始日から三年以内に、
水洗便所に改造することが義務づけられています。
次の番地に該当する区域に建物を持つていて、まだ
くみ取り便所を使用している方は、改造期限が過ぎていま
すので、至急改造してください。
なお、期限を過ぎても改造しない場合は、罰金が科せら
れることもありますからご注意ください。

次の番地の一部区域

- 岸町一丁目一〇番地五、三番地
- 一、二、四番地二、七、一〇番地
- 一、五、一、一番地一、八、一〇、
- 一七、二〇、二六、二二番地一、
- 三、二五番地三、四、七、二六番
- 地三、四九番地六、九、一一、一
- 二、二六、二七
- 岸町二丁目二番地一、三、四
- 番地二、四、六番地一、三、五、
- 八番地五、六、一八、二二番地一
- ・二、二二番地五、八
- 新宿町一丁目六番地一、三、
- 七番地四、七、八番地一、三、
- 九番地八、一六、二〇、一三番地
- 六、八、一四番地一、二、一〇、一五
- 番地一、一
- 新宿町三丁目一番地一、一三
- ・二四、二九、二番地九、一三、
- 三番地四、六、四番地二、四、六
- 番地四、一、一三、一六、七番
- 地一、四、一〇番地四、八、一五
- 番地八、一四、一六番地八
- 新宿町五丁目四番地五、六、
- 一三番地一、二、三、三九、一
- 五番地七、一〇、一六番地八、一
- 六、一七番地五、一〇
- 脇田本町二番地二、五、三番

次の番地の全部区域

- 地一、五番地一
- 岸町一丁目一〇番地六、七、二
- 番地一、三、四、八、三番地四、
- 五、四番地一、五番地全域、六番
- 地全域、七番地二、三、八番地全
- 域、九番地一、一七、二〇、二一
- 番地二六、一九、二三、一四番地
- 六、八、一五番地全域、一六番地
- 全域、一七番地全域、一八番地全
- 域、一九番地全域、二〇番地一、
- 二五、二二番地六、九、二二番地
- 九、三〇、二三番地六、七、一〇
- ・二六、二四番地一、七、一六、
- 二八、四一、二五番地二、二、五
- ・六、二六番地一、二、四、六、
- 四九番地一、五、一〇、二九
- 岸町二丁目一〇番地一〇、一一
- 三番地一、九、二二、一四、二二
- 四番地七、五番地一、一〇、二三
- ・一四、六番地七、九、一八、七
- 番地全域、八番地一、四、一一、
- 一三、一五、一九、九番地全域、
- 一、一番地全域、一五番地全域、一
- 六番地全域、一七番地全域、一八
- 番地一、二、一、九番地一、三、
- 二〇番地八、一一、一三、二一、
- 二四番地一、四
- 富士見町二番地七、八、一
- 三番地全域、一四番地全域、一五
- 番地四、五、一、一、二、一八番
- 地一、七、一二、三二番地二、九
- ・一一、三三番地一、九、一五、
- 一七
- 新宿町一丁目四番地六、一〇
- 五番地六、八、六番地一、九、七
- 番地一、三、八、一一、八番地一
- 三、一九、二二、九番地九、一五
- 一三番地七、一四番地二、二八
- ・三二、三五、一五番地三、一〇
- ・三二、二四、二五、三三
- 新宿町二丁目一〇番地全域、二
- 番地全域、三番地五、六、一一、
- 一五、一六、六番地一、八、一三
- ・一八、一三番地一、九、一五、
- 一七
- 新宿町五丁目一〇番地全域、二
- 番地全域、三番地全域、四番地一
- ・四、八、一三、一三番地七、三
- 一、三五、一四番地全域、一五番
- 地一、六、一三、一四、一六、一
- 六番地九、一〇、一五、一七、一
- 七番地六、八、九
- 脇田本町二番地三、四、三番
- 地二、四番地一、一五、二〇、二
- 六、五番地二、五、三九番地全域
- ・一八、二〇、二三、二四、二七
- 一〇番地一、二番地全域、二三
- 番地全域
- 新宿町三丁目一〇番地一、二、八
- 二番地一、一〇、一七、二四、二
- 六、三番地一、一三、四番地五、
- 八、六番地一、三、二二、一五、
- 七番地五、七、九、一〇、八番地
- 全域、九番地全域、一〇番地一、
- 三、一五番地一五、三三、一六番
- 地二、七、二六、二五、二八



公共下水道が新しく設置された地域は、使用開始の告示を行った後に、下水道の使用ができるわけですが、使用するときには必ず市に届けるとともに、その工事は、市が指定した工事店に依頼して施行してください。もしも指定工事店以外で施行しますと、条例違反になりますのでご注意ください。

工事は指定工事店で

※改造資金にお困りの方は、貸付制度がありますのでご利用ください。また社会福祉協議会では、低所得者の方に、規定により三分の一の補助をしています。
くわしくは下水道監視課(☎241-8811、内線三四七)へご相談ください。

葬祭用具 使用料を一部改正

市の葬祭用具は実費額で供給していますが、原価の値上がりに伴って、四月一日から骨箱等の一部小物価格を総計で二百八十円値上げさせていただきますので、ご了承ください。
なお火葬料(大人：千円、小人：八百円)、霊柩車(一回十キロ以内：千二百円)祭壇(三日間：九百円)は従来どおりです。
× × × × ×
今回の一部改正に伴って、葬祭用具一式の新材料金は、大人の場合九千五百円、小人の場合七千八百三十円になります。
このほかくわしいことは、市民課庶務係(☎241-8811、内線八一一)へお尋ねください。

従来、火葬場の業務は友引の日に休業していますが、これに合わせて四月から祭壇の飾り付けおよび葬祭用具(寝棺等の仏具)の業務も、友引の日は休業することになりました。
これは、葬祭業務に従事する職員健康管理と業務の合理化を目的として行うものですから、皆さんのご協力をお願いします。

水バケツなどの消火準備を

―たき火による火災を防止―

昭和四十九年中に川越地区消防組合管内で発生した火災は二百四十七件で、このうち二十八件(一・六割)がたき火によるものとなつています。
たき火が原因の火災例をみますとそのほとんどが、たき火が周囲に燃え広がったりあるいは火の粉の飛び火によるものです。
これからの季節は、急に強い風が吹くことが多くありますので、たき火には特に細かい注意をする必要があります。家庭では春の大掃除のごみ処理などでたき火をする機会も多くなると思いますが、その際は次のことに十分注意してください。

風の強い日はやめる

▽一度に多くのものを燃やさない。
▽ガソリンなどの引火性危険物や燃えやすいものの近くではたき火をしない。また家が密集しているところでは特に注意する。
▽たき火は火遊びの原因になりや

すいので、子どもだけではやらない

▽火災警報が発令されているときは絶対しない。また文化財の周囲など禁止場所があるので注意する。
▽周囲に枯草などがあるところは燃え移らないように特に気を付ける。

必ず水バケツなどの消火準備をしておく

▽たき火のあと十分に水や土をかけ、火の消えたことを必ず確かめる。
※火災とまぎらわしい煙または火災が発生するおそれのある行為を行う場合は、消防署が分署へ届け出をしてください。

川越地区消防組合消防本部では

火災防止や人命救助などに協力された方に対し、感謝状を贈り表彰しています。

今回表彰を受けたのは次の方々です。(敬称略)

- ▽加畑元吉(末広町二一五八、無職) 二幸町五一二で発生した火災の早期発見の功勞
- ▽成田正英(大字砂新田一五九一、会社員) 大字砂新田一五九一で発生した火災の初期消火の功勞
- ▽奥住邦男(大字古市場四〇八、会社員) 大字古市場四〇九で発生した火災の初期消火の功勞
- ▽荻野郁夫(新宿町一一二五、会社員) 新宿町一一二五で発生した火災の初期消火の功勞
- ▽内田勇雄(菅原町二一七、木工業) 小野沢健(二回一二〇)電気製品販売業、田代好介(小仙波町四一五、プラスチック加工業)、榎本孝行(東京都板橋区東新町二五八一六、電気製品販売業) 菅原町一一二で発生した火災の初期消火の功勞



消防署では署員が消火器の販売をするにはありません。署員の制服によく似た服を着て、薬剤の詰め替えをするといつて、実際は詰め替えをしないで代金を請求したり、強引に売りつけた例がありますので、ご注意ください。
なお消火器を買うときは、近所の信頼できる店を利用すれば被害を防ぐことができます。

危険物取扱者の準備講習会と試験案内

取扱者試験

危険物取扱者試験の準備講習会と五十年一度第一回の危険物取扱者試験が、それぞれ次のとおり行われますので、お知らせします。

準備講習会

日時 四月十七日(木)、十八日(金)
午前九時三十分～午後五時まで
場所 川越市民会館
受付 四月一日(火)、二日(水)の両日
午前九時から午後三時三十分まで、川越地区消防組合消防本部で受け付けます。なお、申込書は消防本部ですでに交付しています。
※このほか講習会は越谷市(四月三日、四日)、深谷市(四月八日、九日)、大宮市(四月十五日、十六日)でも開かれます。

市街化調整区域 既存権利の届出をした方へ

届出をした方へ

昭和四十五年八月二十五日に新都市計画法が施行され、昭和四十六年二月二十四日までに既存権利の届出をした方については、昭和五十年八月二十四日までに次の行為を完了させないと、権利を失いますのでお知らせします。
① 開発行為がある場合は、開発許可を受けたうえで開発行為を完了すること。
② 開発行為がない場合は、都市計画法による建築許可を受けてから建築基準法による建築確認を受けて、建築物を建築すること。
川越市には、この「既存権利の届出」はしたが建物を建てていないという方がまだ相当数ありますので、該当する方はなるべく早く申請手続きをとったうえ仕事を完了してください。
なおくわしいことは開発課(☎241-8811、内線四七一～四四)へお問い合わせください。

前号の訂正

前号の二ページに掲載しました納期のご案内のなかで、国民健康保険料とあるのは、国民年金保険料の誤りでした。おわびして訂正します。

組合消防本部 ☎241-7000

交差点での一時不停止事故

増えている

50年2月末日現在の市内での交通事故状況

区分	人身事故		物件事故
	件数	死者	
50年	124	0	173
49年	161	3	224
増減数	-37	-3	-51
前年比(%)	77.0	0	76.0

十人(三・二割)、物件事故は百七十三人のうち四

最近、交差点での一時不停止による交通事故が急激に増加しています。今年一月から二月末まで市内で発生した事故のうち、一時不停止による事故をみると、まず人身事故は百二十四件のうち二



八十一件のうち三十九件(二一・五割)が、それぞれ一時停止指定場所でこれを守らなかったための事故になっています。

停止線直前で止まり —安全確認を

道路交通法の四三条(指定場所における一時停止)には、「車両等は道路標識等により、一時停止すべきことが指定されているときは停止線の直前(停止線がないときは交差点の直前)で一時的に停止しなければならぬ。この場合において、交差道路を進行する車両等の進行を妨害してはならない」と定められている。



交通安全スローガン

停止線というのは通常左右の安全が確認できないような位置に標示してありますが、必ず停止線の直前で一時停止をして見える範囲の安全を確認してください。そして、徐行しさらに交差点の直前で停止をして、右左右の順で安全を確認し発進するようにお願いします。

市内の約八割が 県水の受水区域に

4月から

昨年七月から中福受水場で、県水の受水を行っていますが、四月からはさらに受水量が増え、市内全給水区域の約八〇割が県水の給水区域になります。

お湯に沸かすと 塩素は消えます

県水は、河川の表流水を導入している関係で、井戸水より塩素による消毒量が多くなりますから、臭気も強く感じられます。塩素は、陽にさらすかお湯に沸かすと消える性質を持っています。ですからお茶などのときもよく沸かすと臭いが消え、井戸水と

金魚や鯉などを 飼育している方へ

水槽や池などで金魚や鯉等を飼っているご家庭では、次のことに注意してください。
▽水槽の水を取り替えるときは、水道の水を一日ぐらい汲んでおいてから使ってください。
▽池に直接水道の水を入れないでください。
▽やむを得ず入れるときは、できるだけ少しずつ時間をかけて入れるか、噴水式または石の上へ水を一度落としてから流れ込むようにしてください。

郵便貯金 創業百年記念に 定額貯金証書を発行

郵便貯金は、明治八年に制度が創始されて以来、簡便な貯蓄手段として、長年にわたり皆さんから親しまれ、利用されています。一月末では、現在高が十八兆円という大きな数字になって、国の財政投融資資金として重要な役割を果たしています。四月一日以後は、被保険者に有効期限延長の検認印が押してあるものを使用していたくことになり、四月一日以後は、被保険者に有効期限延長の検認印が押してあるものを使用してください。四月一日以後は、被保険者に有効期限延長の検認印が押してあるものを使用してください。四月一日以後は、被保険者に有効期限延長の検認印が押してあるものを使用してください。

国保被保険者証 検認はお済みですか

現在皆さんがご使用になっている国保被保険者証の有効期限は、昭和五十年三月三十一日までとなり、四月一日以後は、被保険者証の有効期限延長の検認印が押してあるものを使用してください。四月一日以後は、被保険者証の有効期限延長の検認印が押してあるものを使用してください。四月一日以後は、被保険者証の有効期限延長の検認印が押してあるものを使用してください。

児童手当

変更があったとき はこんな届け出を

児童手当は、十八歳未満の児童を三人以上養育している、三人目以降の児童が義務教育終了(中学卒業)前、その養育者の所得が一定基準以下の場合に支給される国の制度です。

住所の変更や該当しなくなったとき

次のいずれかに該当するときは、それぞれ届書や請求書を市役所婦人児童課または出張所へ提出していただくことになっています。から、該当する方は忘れずに手続きをしてください。

児童の数の増減があったとき

住所変更届、受給者の方が同一市町村内で住所が変わったとき、児童手当受給事由消滅届、受給者の方が他市町村に住所が変わったとき、あるいは受給者の方が公務員または公共企業の職員になったとき、十八歳未満の児童のうち、出生順に数えて三人目以降の児童が義務教育終了前の児童がいなくなったとき、または十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合。

修正申告

所得や税額の計算を間違えて、納めた税金が少なかったり、還付を受けた税金が多いことがわかったときは、正しい金額に訂正する「修正申告」をすることができます。

期限後申告

確定申告を忘れたときは、期限後でも申告してください。税務署から決定を受ける前に申告すると、一〇割の無申告加算税は五割で済みます。

市県民税の申告は お済みですか

所得税の確定申告と同様に、市県民税の申告も三月十五日で終わりましたが、忘れていてまだ申告していない方は、いま遅れますと、税金をまとめて払わなければならないなど負担が重くなるばかりでなく、扶養親族が入学したり就職するときに必要な所得証明などの諸証明が出せません。まだ申告が済んでいない方は、至急申告するようにしてください。

納税証明の発行には 領収書の二持参を

固定資産税や市県民税など、市税の納税証明を請求する場合は、その税金の領収書をお持ちいただく、証明の発行がたいへん早く受けられます。

確定申告が 間違っていたときは

所得税の確定申告の受付は三月十五日で終わりましたが、申告書を提出した後で、計算間違いなどのために確定申告書の記載内容が間違っていたことに気づいた人は、それを訂正することができます。うっかりして申告を忘れていた人は、すぐに確定申告をする必要がありません。

更正の請求

所得や税額の計算を間違えて、税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税金が少ないことがわかったときは、「更正の請求」をすることができます。ただし、申告期限から一年間に限ります。

期限後申告

確定申告を忘れたときは、期限後でも申告してください。税務署から決定を受ける前に申告すると、一〇割の無申告加算税は五割で済みます。

同和問題をみんなで考えよう

これは、日本の歴史のなかで同和問題がいつどうして発生したのかを、正しい理解をした上で、部落差別を完全に解消しようとするシリーズです。
米騒動と水平社設立
第一次世界大戦によって、日本の経済はめざましい発展を遂げ、都市の労働者は著しく増加しました。しかし一方で、異常な物価の高騰が、労働者など庶民の生活を圧迫しました。
特に、大正七年の米の値上がりは激しく、そのため同年七月には富山県で米騒動が起こりました。そして騒動はあつという間に全国にひろがり、九月になってやっとすまりましたが、この間、参加者は実に七十万人に達したといわれています。
この事件では、警察の弾圧が、子断と偏見に基づいて部落に集中的に向けられ、多数の検査者が出ましたが、部落の人々が大量のエネルギーの大きさに気づいて、自ら立ち上がらなければならぬ。その頃から大正デモクラシーとよばれる社会主義運動が盛んになり、こうした時代背景の中で、部落民自身の解放運動を進めるための組織「全国水平社」が設立されることになりました。
設立運動にあつた中心的な人々は、奈良の駒井喜作、西光万吉、阪本清一郎、米田富、京都の桜田規矩三、南梅吉、東京の平野小剣、福岡の松本治一郎などでした。
大正十一年三月、京都で開かれた全国水平社創立大会では、綱領宣言、決議などが万場一致で採択されましたが、「……人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれた宣言は、あまりにも有名です。
ここに、差別と真つ向から立ち向かう真の部落開放運動がスタートしたのです。
へ広報係から
二十三年にわたって連載してきた「同和問題をみんなで考えよう」という歴史シリーズは、今回で終らせていただきます。
私も歴史の専門家でもなければ同和問題の専門家でもありません。その上紙数の制約もありましたので、皆さんに満足いただけるような、充実した内容にならなかったことを深くお詫言います。
ただ、部落差別の解消に少しでも役立てたいという熱意をもって取り組んできた点を、ご理解いただければ幸いです。
新年度にはまた新しい企画で、同和問題を皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお祈りいたします。
長い間ご愛読ありがとうございました。

県議選→4月13日
市議選→4月27日

あなたの一票を有効に な統一地方選挙

あなた 身近

選挙特集



選挙をきれいにする国民運動 自分の判断で立派な人を

四月は統一地方選挙の月で、県議会議員選挙が四月十三日に、市議会議員選挙が四月二十七日に行われます。

今年は、明治二十三年に選挙制度が発足してから八十五年、大正十四年の普通選挙から五十年、また昭和二十年の婦人に参政権が与えられてから三十年という、わが国にとつては非常に意義深い記念の年です。

しかしこの間、特に戦後における選挙の実態はどうだったでしょうか。「明るい選挙」が叫ばれてから久しい今日ですが、理想選挙への道はまだまだ遠いという感じが強くします。

昨年の参議院議員選挙では、金権選挙が強く批判され、選挙の浄化の問題が大きくクローズアップ

声明

選挙を明るくきれいにするためには、政党や候補者、選挙運動にたずさわる方々の良識ある行動が望まれますが、同時に私たち一人一人が、主権者としての自覚を持って、高い選挙意識を身につけることが必要です。

現在、全国的に「選挙をきれいにする国民運動」が展開されています。四月の統一地方選挙は、私たちの生活に直結した最も身近な選挙ですから、棄権することなく必ず投票しましょう。また、情実や金銭・物品などに動かされることがなく、自分の信ずる候補者に清き一票を投じましょう。

そして、きれいな選挙の実現にご協力ください。

**埼玉県本部で
声明を発表**

埼玉県においても、今年二月二十日、選挙をきれいにする国民

運動埼玉県本部が設置され、ただちに声明が行われました。

声明の内容は次のとおりです。

記

一、議会制民主政治の健全な発展を期するためには、その基盤である選挙がきれいに行われることが不可欠の要件である。

しかしながら、明るい選挙実現への努力が長年にわたって行われているにもかかわらず、最近における選挙の実態は、選挙のルールが守られず、金がかかりすぎる状況にあり誠に遺憾である。

選挙をきれいにするためには、政党、立候補予定者及び選挙運動に携わる者の良識ある行動が望まれるとともに、県民も主権者としての自覚と政治意識の高揚に努める必要がある。

よって、われわれは「選挙をきれいにする国民運動」を展開し、左記事項の実現を期するものとする。

選挙運動と違反

「自由」と「公正」が二本柱

選挙運動は、本来「自由」でなければなりません。同時に「公正」に行われる必要があります。私利・私欲のために、権力・金力で、国民の意思をゆがめるようなことは、断固防がねばなりません。

このため、公職選挙法では、選挙運動にいろいろな制限を設けているわけです。そこで、禁止されている選挙運動の例を幾つかあげてみましょう。

飲食物の提供

選挙運動に関して、お酒などの直接飲食に用いられるものを提供することはできません。ただし、運動員や労働者に支給する弁当は一定の範囲内で認められます。

また、選挙事務所などで、湯茶や菓子（通常用いられる程度のもの）は提供しても差し支えありません。例えば、せんべい、まんじゅうなど、いわゆるお茶づけ程度のものでよい。

戸別訪問

各戸を訪ねて、投票を依頼したり、または他の候補者に投票しないように依頼することは禁止されています。

選挙人の中には、個々の家の中へ入らなければ戸別訪問にはならないのだから、庭先へ訪問して投票を依頼しただけでは違反ではない、と勘違いしている方がいます。

最も悪質な買収供託

選挙法の禁止規定に違反する場合はすべて選挙違反ということになります。これらの犯罪のなかで最も悪質な犯罪が買収供託です。この買収供託とは、一口でいけばある特定の候補者の当選を目的とし、または当選をさせないことを目的として、人に金銭や物品をやったり、供応や接待、すなわちごちそうをしたり、ごちそうになつたりすることをいいます。

選挙法に違反する場合は、これをとんでもない間違いです。十分注意しましょう。

選挙運動用のポスター

県議会議員選挙および市議会議員選挙の運動用ポスターには、次のような制限があります。

▽枚数 千二百枚
 ▽大きさ 11タイプロイド型（タテ：四二センチ以内、ヨコ：三〇センチ以内）
 ○センチ以内

▽掲示

① 国、地方公共団体
 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社が所有もしくは管理するものにはポスターの掲示が禁止されています。

ただし、橋りょう、電柱、公

投票できる人の要件

県議選と市議選では相違

営住宅、その他命令で定めるもの（地方公共団体の管理する浴場、食堂）および任意制ポスター掲示場に掲示することは禁止から除かれます。

② 他人の工作物に掲示するとき は、その居住者、居住者がいない場合はその管理者、管理者がいない場合はその所有者の承諾を得なければ、掲示ができません。

ことになっていきます。

※なお、候補者や運動員の方からポスターの掲示依頼がありましたら、できるだけご協力ください。

＜前回市議選の開票速報＞

投票できるのは、昭和三十年四月十四日までに生まれ、昭和四十九年十二月十七日以前から住民基本台帳に記録され、引き続き三カ月以上市内に居住し川越市の選挙人名簿に登録されている人です。

（市外から転入された場合は、昭和四十九年十二月十七日までに転入届を行った人です。）

ただし、十二月十八日以降に県内の他の市町村から川越市に転入（市町村を単位として一回に限る）された人は、本市の選挙人名簿に登録されませんが、前住所（埼玉県内）の選挙人名簿に登録されているときは前住所地で投票できます。この場合、本市で発行する証明書か住民票の写しが必要です。また不在者投票の方法もありませんから、くわしいことは選挙管へどうぞ。

※選挙当日前、埼玉県外へ転出した人は投票できません。

＜川越市議会議員一般選挙＞

投票できるのは、昭和三十年四月二十八日までに生まれた人で、本年一月十五日までに住民基本台帳に記録され、引き続き三カ月以上市内に居住している人です。

（市外から転入された人は本年一

月十五日までに転入届を行った人です。）

※選挙当日前、川越市外へ転出した人は投票できません。

なお、選挙人名簿に登録されている人でも、犯罪などのため選挙権を失った人、誤って選挙人名簿に登録されていた人などは、どの選挙でも投票できません。

異動した人の投票

異動した人の投票は、次のよう

なりになります。

＜県議選の場合＞

川越市の選挙人名簿に登録されている人が、県内の他の市町村に住所を移した場合（市町村を単位として一回に限る）、新住所の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間は、川越市で投票することになります。

この場合、新住所地の市町村長が発行する証明書か、住民票の写しが必要です。

＜市議選の場合＞

昭和五十年三月六日以後市内で転居した場合は、旧住所地の投票所で投票することになります。

もちろん、投票の秘密は守られますから、安心して申し出て下さい。

また、目の不自由な人は、点字投票ができますから、投票所でその旨を係員に申し出て下さい。

**投票所入場券は
二つの選挙に使用**

投票所入場券は、郵便で、三月末から四月にかけてお手もとに届く予定です。

この入場券は、県議会議員選挙（四月十三日）と、市議会議員選挙（四月二十七日）に使用しますから大切に保管してください。

なお、一部の投票所や投票区域が、前回と異なっているところもありますので、記載内容をよく確かめてください。

また、当然選挙権がありながら入場券が届かない場合は、恐れ入りますが、選挙管理委員会に連絡してください。

投票時間と 投票の順序

投票できる時間は、午前七時から午後六時までです。

各投票所とも、入口に字町名を書いた立札が立ててありますから確かめて入場してください。

投票の順序は次のとおりです。

① 受付係へ入場券を差し出し、到着番号の記入を受ける。

② 到着番号記入済みの入場券を名簿対照係へ提示して、選挙人名簿との対照を受ける。

③ 投票用紙交付係から、投票用紙を受ける。

④ 投票記載所で候補者の氏名

選挙運動は、本来「自由」でなければなりません。同時に「公正」に行われる必要があります。私利・私欲のために、権力・金力で、国民の意思をゆがめるようなことは、断固防がねばなりません。

このため、公職選挙法では、選挙運動にいろいろな制限を設けているわけです。そこで、禁止されている選挙運動の例を幾つかあげてみましょう。

飲食物の提供

選挙運動に関して、お酒などの直接飲食に用いられるものを提供することはできません。ただし、運動員や労働者に支給する弁当は一定の範囲内で認められます。

また、選挙事務所などで、湯茶や菓子（通常用いられる程度のもの）は提供しても差し支えありません。例えば、せんべい、まんじゅうなど、いわゆるお茶づけ程度のものでよい。

戸別訪問

各戸を訪ねて、投票を依頼したり、または他の候補者に投票しないように依頼することは禁止されています。

選挙人の中には、個々の家の中へ入らなければ戸別訪問にはならないのだから、庭先へ訪問して投票を依頼しただけでは違反ではない、と勘違いしている方がいます。

最も悪質な買収供託

選挙法の禁止規定に違反する場合はすべて選挙違反ということになります。これらの犯罪のなかで最も悪質な犯罪が買収供託です。この買収供託とは、一口でいけばある特定の候補者の当選を目的とし、または当選をさせないことを目的として、人に金銭や物品をやったり、供応や接待、すなわちごちそうをしたり、ごちそうになつたりすることをいいます。

選挙運動は、本来「自由」でなければなりません。同時に「公正」に行われる必要があります。私利・私欲のために、権力・金力で、国民の意思をゆがめるようなことは、断固防がねばなりません。

このため、公職選挙法では、選挙運動にいろいろな制限を設けているわけです。そこで、禁止されている選挙運動の例を幾つかあげてみましょう。

飲食物の提供

選挙運動に関して、お酒などの直接飲食に用いられるものを提供することはできません。ただし、運動員や労働者に支給する弁当は一定の範囲内で認められます。

また、選挙事務所などで、湯茶や菓子（通常用いられる程度のもの）は提供しても差し支えありません。例えば、せんべい、まんじゅうなど、いわゆるお茶づけ程度のものでよい。

戸別訪問

各戸を訪ねて、投票を依頼したり、または他の候補者に投票しないように依頼することは禁止されています。

選挙人の中には、個々の家の中へ入らなければ戸別訪問にはならないのだから、庭先へ訪問して投票を依頼しただけでは違反ではない、と勘違いしている方がいます。

最も悪質な買収供託

選挙法の禁止規定に違反する場合はすべて選挙違反ということになります。これらの犯罪のなかで最も悪質な犯罪が買収供託です。この買収供託とは、一口でいけばある特定の候補者の当選を目的とし、または当選をさせないことを目的として、人に金銭や物品をやったり、供応や接待、すなわちごちそうをしたり、ごちそうになつたりすることをいいます。

入場券をなくしたら

入場券をなくしたときは、選挙の当日、投票所で再発行しますから、あなたの投票所へ行って、係員に申し出て下さい。

県議は四人に

◎県議会議員の定数
 川越市（西八区）は、これまで三人でしたが、今回から一人増えて四人になりました。

◎市議会議員の定数
 これまでとおり四十人です。

投票日不在の方の 投票できない人 投票できる人

投票できない人

病気ややむを得ない用務などのために、選挙の当日投票所へ行けない方は、不在者投票ができます。ただし、次のいずれかの理由に該当する場合に限ります。

▽選挙人が、自分の投票区の区域外で、職務または業務に従事中等であるとき。

▽選挙人が、やむを得ない用務または事故などのため、川越市の区域外に旅行中か滞在中のとき。

▽選挙人が、病気、けが、妊娠、老衰、身体障害、産後、などのため、歩行が著しく困難なとき（在宅投票はできません。ただし、重度身体障害者、戦傷病者で、一定の要件に該当する方は郵便による在宅投票ができます。）

▽選挙人が、監獄、少年院、婦人補導院などに収容中のとき。

▽選挙人が、川越市から転出し、県内の他の市町村に居住しているとき（県議選のみ）。

投票の手続き

不在者投票をする場合は、印鑑と入場券をお持ちになって選挙管理委員会へおいでください。その際、選挙の当日投票所へ行けない事由を宣誓書へ記入していただき、病院長へ申し出てください。

身体障害者の郵便による投票制度

今度の県議選から適用される郵便投票制度は、二月二十五日号と三月十日号の本紙に掲載したとおりですが、該当者で郵便投票を希望の方は、至急郵便投票証明書の交付申請をしてください。投票用紙と投票用封筒を請求するときは、郵便投票証明書を添えて、市の選挙管理委員会へ申請書



身体障害者による投票

開票は翌日

県議会議員、市議会議員選挙とも、開票は投票日の翌日、午前七時から市役所五階の南側で行います。開票結果は、市役所東側広場に速報板を設け、一時間ごとに発表します。

投票所が一部変更

これまで名細地区の投票所は三方所でしたが、有権者の増加に伴い、今度の県議選と市議選では、一カ所増えて四方所になります。新しく設けられることになった投票所は、名細保育園と下広谷南公民館です。また、第十投票所の南公民館は、公民館ですが、これに伴って投票区域も一部変更になりましたので、お間違いにならないようご注意ください。

投票所一覧

投票区	投票所	投票区域
1	市民体育館	喜多町、元町一・二丁目、末広町二丁目、宮下町一丁目、幸町、石原町一・二丁目
2	市民体育館	宮下町二丁目、志多町、御成町、氷川町、城下町、神明町、宮元町
3	第一小学校	郭町一・二丁目、松江町二丁目、三久保町、久保町、杉下町、小仙波町二丁目、大手町、仲町
4	第一中学校体育館	仙波町一・三丁目、南通町、小仙波町一丁目・三・五丁目、仙波町および小仙波町未整理地区、西小仙波町一・二丁目
5	仙波小学校	仙波町二・四丁目、仙波町未整理地区、富士見町、岸町一丁目、菅原町
6	中央小学校東側教室	新富町一・二丁目、松江町一丁目、通町
7	中央小学校西側教室	中原町一・二丁目、連雀町
8	月越小学校体育館	末広町一・三丁目、六軒町一・二丁目、三光町、野田月吉町、月吉町
9	城南中学校	岸町二・三丁目、喜志町未整理地区、新宿町三・四丁目
10	南公民館	新宿町一・二丁目、脇田町、脇田本町 ※川越駅西口から南西に徒歩五分、泉川越福祉センター内
11	富士見中学校	脇田新町、田町、東田町、上野田町、野田町一・二丁目
12	泉小学校	小室町、今成町、小ヶ谷町
13	川越商業高校	旭町一・三丁目、広栄町、脇田町未整理地区、新宿町五・六丁目、新宿町未整理地区
14	芳野公民館	菅間(上)、谷中、北田島、伊佐沼、鴨田(第二・第三)
15	芳野小学校	菅間(中・下)、石田本郷、石田本郷(新田)、鴨田(第一)、鹿飼、上老袋、中老袋
16	古谷出張所	古谷上(二)の関・沼端・宿・堀の内)、小中居、大中居、高島、八ッ島東本宿

同一氏名の候補者がいる場合は 住所や党派名を記載

無効投票にならないように

次のような場合は、せっかく投票しても無効になりますから、十分注意してください。

- ▽正規の用紙を用いないもの
- ▽候補者でない人の氏名を記載したもの
- ▽一枚の投票用紙に二人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ▽候補者の氏名のほか、他のことを記載したもの
- ▽候補者の氏名を自書してないもの(代理投票を除く)
- ▽どの候補者を記載したか確認しがたいもの

公職選挙法では、投票の際に、候補者の氏名のほか、他のことを書いたものは無効とされています。



が、職業、身分、住所または敬称の類を記入したものは、この限りではないとされています。そのほか、党派名を記入することも許されています。

したがって、候補者の中に同一氏名の方がいるような場合には、投票用紙に、氏名のほかに次のように住所、党派名などを書き加えて区別するようにしましょう。

- ▽住所(大字名、町名だけでよい)
- ▽党派名(いずれの党派にも属しない場合は無所属と書く)

この一票政治と暮しに生かす票



投票箱

17	古谷小学校	古谷上(古川端・黒須・蔵根・握津)、古谷本郷(上・下)、下老袋、東本宿
18	南古谷出張所	久下戸(下・宮本)、萱沼、淡井、古市場
19	南古谷小学校	南田島、牛子、木野目、並木、今泉、久下戸(上)
20	藤間文化会館	藤間(原・上・中・下)、富士ヶ丘(下松原の一部を含む)、藤原町 ※藤間の東光寺から南へ五十メートル・旧川越街道の西側
21	藤間南町会集会所	藤間(南)、稲荷町、諏訪町、熊野町、清水町 ※弘前相互銀行寮ビルから北へ百メートル・つり堀藤間園の北となり(熊野町八)
22	寺尾公民館	寺尾(第一・第四・西向)、富士見 ※勝福寺の南となり・寺尾日枝神社の境内
23	砂会館	砂(第一・第三)、高砂、新河岸(上・下) ※安田医院から北へ百メートル・砂勝光寺の境内
24	高階中学校	砂新田(上・下・南・武蔵野・五ツ又)、砂久保の一部、今福の一部
25	福原中学校	福原出張所管内全域
26	大東東小学校	寿町一・二丁目、豊田新田、豊田本、池辺
27	大東公民館	南大塚、緑ヶ丘、月山、向ヶ丘、南台三丁目、大塚新田
28	大東西小学校	大袋新田、山城、高橋、大袋、増形、藤倉、猪鼻、原新田、南台一・二丁目、青柳
29	霞ヶ関公民館	的場(上)、安比奈新田、芳地戸、大町、山伝、水久保東、霞ヶ関住宅団地
30	的場下組出荷所	的場(中・下) ※法城寺正門から約三十メートル
31	笠幡上野公会堂	新町、本町、協栄、西部、大笠、上野、倉ヶ谷戸、グリーンタウン ※老人ホーム入口・バス停留所の近く
32	霞ヶ関北公民館	火工品、霞ヶ関駅西、霞ヶ関北一・六丁目
33	東急ニュータウン自治会公民館	東急団地、霞ヶ関駅東
34	名細保育園	鯨井(第35投票区該当地区は除く)、上戸、みどり会、みよしの ※上戸山王神社となり
35	名細中学校体育館	鯨井(二一〇〇〜二一八番地)、鯨井新田、吉田、小堤、小堤(後) 天金山、天沼新田
36	下小坂公民館	下小坂、平塚、平塚新田
37	下広谷南公民館	下広谷(南・北)、富士見ハイイツ(下広谷・五味ヶ谷)、竹野
38	山田中学校体育館	山田出張所管内全域



〔盆栽診断と寄せ植講習〕

〔指圧講習〕



〔作品展〕



写真ニュース

みなさんのまわりで明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。

模擬食堂や指圧講座に人気

—第4回公民館まつり—

3月8日・9日、中央公民館で「第4回公民館まつり」が開かれました。

当日は、ユーモア作家、宮崎博史氏の「生活とユーモア」と題する講話、作品展、盆栽診断と寄せ植講習、体力テスト、タコ作り、指圧講習などのほか、模擬食堂も店開きするなど、多彩な催しが行われました。



「結納の儀」などの実習も

—南公民館・仲人講座—

二月十八日、三月十八日までの毎週木曜日、南公民館で「仲人講座」が開かれました。これは、仲人としての基礎知識を習得していただき、安心してこの大役を果たしてもらおうと開かれたものです。講座では、「結納の儀」「模擬結婚式」等の実習も行われ、すでに仲人の経験のある方、またはこれから仲人を目指そうとする方など、四十六人が受講しました。

新鮮な野菜を食卓に

中村さんが無料で提供

3月1日、小仙波4丁目地内の畑で、ホーレン草と小松菜の無料提供が行われました。

これは、中村 茂さん(小仙波町3-8)が、「新鮮な野菜を畑から直接収穫し、食べてください」と約8アールの野菜畑の提供を、市くらしの会に申し出て実現したものです。

この日畑には、仙波や小仙波等のくらしの会々員たち200人余りが集まりました。奥さんたちは、主人や子どもたちに新鮮な野菜が食べさせられると喜んでいました。



まちのひろば

アマチュア落語に、大きな笑い

—芳野公・高齢者学級

三月十六日(日)、芳野公民館で、「落語を聞いて大いに笑い、そして語ろう」という催しが行われました。

これは、芳野公民館の高齢者学級(学級生約九十人)が主催したもので、出演者は、三村美藤さん(大字吉田一四七)ほか六人の埼玉落語会(アマチュア)の大学生や会社員です。

落語を聞き終った後、学級生と若い出演者との楽しい歓談も行われました。

ちびっ子囃子連がNHKへ出演

—南田島の足踊り—

市の無形文化財に指定されている



る南田島の足踊り(ちびっ子囃子連の演技)が、来る四月三日(日)、午後八時、NHKから放送される「お国自慢にしひがし」おてなみ「拝見」に出演します。市民の皆さん、ぜひごらんください。

おながいします

おねがいます

三月九日(日)、霞北小体育館で、霞北小地区子ども会育成会の「歓迎会」が行われました。

当日は、在校生代表による、卒業生を送ることは「新入生を歓迎することば、あるいは卒業生代表によるお礼のことば、記念品の贈呈のほか、新入生の「おながいします」という元気なあいさつ等がありました。また、映画の上映もあり楽しい一日でした。

なお、霞ヶ関北小の卒業生は二百九人、新入生は二百八十九人です。

お母さんガンバッテ！

ママサンバレー(山田)

三月十六日(日)、山田小体育館で、山田公民館主催の「分館対抗ママサンバレー」大会が行われました。

当日、同体育館には、約百人の

ママさん選手が出場、子どもたちやご主人も応援につめかけ盛況な大会でした。

ライオンズ・クからカラーテレビの寄贈

—あけぼの児童園—

二月十八日(火)、市内宮下町にある市立あけぼの児童園へ、ライオンズ・クラブから、20型のカラーテレビが寄贈されました。

同園では、子ども向けの番組のときテレビをつけて、園児たちに見せることにしています。

園児の記録作りに8ミリ撮影機を購入

—脇田新町保育園—

三月二日(日)、脇田新町保育園で同保育園保護者会主催の「不用品交換会」と業者の協力による衣料、草花、石油、魚等のバザーが



交流コーナー

川越市民コーラスでは、合唱の好きな方の参加を募集します。この市民コーラスは、以前南公民館で開催した市民コーラス教室が発展的に継続しているものです。練習は毎週一回、金曜日に南公民館で、午後六時三十分～八時四十五分まで行っています。会費は一月四百円、入会金は二百円です。

総会(四月五日)にご出席ください

視力障害者福祉協会

川越市視力障害者福祉協会では、来る四月五日(土)午後一時三十分から市民会館第一会議室で総会を開きます。会員の皆さん、ご参加ください。なお入会希望者の方もぜひおかけください。お問い合わせは奇藤誠之助(宮下町二二二五番)一三三二一までどうぞ。

市民相談

四月から法律相談を拡充

市民相談業務のうち、法律相談は毎月第一、四木曜に行つて...

固定資産課税台帳の縦覧 4/1~4/21まで 資産税 課税は、固定資産税および都市計画税の土地、家屋、償却資産...

公民館グループに登録を

公民館使用料も免除に

市内各公民館では、公民館と同じような活動を行うグループの健全な育成をはかるため...

立富士見青年の家で 県楽しいときを

県立富士見青年の家では、次のような楽しい催しを行っています...

前期青年スクール 期間：五月から九月、毎週一回、午後七時~九時

人権相談所開設 内容：家庭、土地、建物、裁判費用等困りごと



小児マヒの魔手から子どもを守る

小児マヒ予防生ワクチンの服用

小児マヒ(ポリオ)予防生ワクチン投与を次の日程で行います...

＜該当する方＞ 1回目服用のお子さん=昭和49年7月1日~同年12月31日までに生まれたお子さん

Table with columns: 月日, 時間, 会場. Lists vaccination dates and locations like 芳野公民館, 山田公民館, etc.

同年6月30日までに生まれたお子さん=注意=次の各項に該当するお子さんは接種できませんから、ご注意ください。

で、今回は霞ヶ関北小学校で行います。 ※くわしくは、衛生課予防係 (24-8811, 内線254~5) へお問い合わせください。

4月の妊婦教室

母と子の幸せを願って

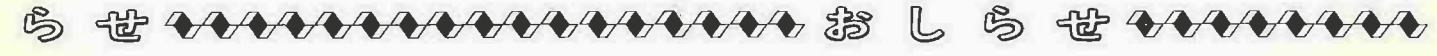
期日...4月7日から21日までの毎週月曜日、午後1時30分~4時 会場...中央公民館(三久保町18-3)

日程...7日=妊娠の生理と保健衛生、受診と諸制度 14日=妊娠婦の栄養、分娩、産後 21日=赤ちゃんの扱い方、入浴、家族計画

体操教室 毎週土曜日、午後4時~6時 市民体育館(元町1-5)で、器械体操の好きな10歳以上の方を対象に...

固定資産課税台帳の縦覧

4/1~4/21まで 資産税 課税は、固定資産税および都市計画税の土地、家屋、償却資産...



狂犬病予防注射の日程

24カ所で実施

狂犬病予防注射を次の日程で行います。どちらの会場でもかまいませんので、最寄りの会場でご受けてください。

Table with columns: 月日, 時間, 実施場所. Lists vaccination dates and locations like 芳野出張所, 山田出張所, etc.

昭和年度 第10回注射済川 Na 越 埼玉 県 1頭について、注射料490円 注射済票交付手数料60円...

登録手数料300円の計850円をご用意ください。 検診をしてから予防注射を受けてください

パートの保母さん 募集中です 市では、4月から保育園の時間外保育に、保母さんに代わるパートの方を募集します。

時間給...400円 資格...健康で子ども好きな方。保育園に比較的近い方。 申込...ご希望の方は最寄りの保育園へ申し込みください。

お年寄りの皆さん!

第10回中央高齢者学級生を募集 これからの人生を、より明るく、より豊かに過ごすため、みずからの健康保持、高齢者の役割、新しい知識などを、楽しい仲間とともに学んでみませんか?

あなたは安全ですか 火の元は...消火の備えは... 毎日午後10時は...防火の時間 毎月7日は...防火の日

2月中の火災と救急出動 <川越地区消防組合管内> 一火災 件数 26件 損害額 17,275,000円

ボーイ・スカウトの指導者募集 隊長・副長として隊指導の経験がある方 これから隊長・副長の資格をとりた方

暮らしの中の洗剤—学習会を開きます 空を飛ぶ鳥もかれんな魚たちもきれいな河川をもっているでしょうか? 4月11日(金) 午前10時30分~午後12時30分

ぼくらの作文

ひさしぶりの大雪です。きょうこそは雪だるまを作ってやろうという気持ちで学校から急いで帰りました。

昼ごはんを食べて少し休けいすると、おかあさんに戸をあけてもらいました。庭にはたくさん雪が積もって、真っ白でした。ぼくは、「よし、大きいのを作ろうぞ。」と、庭にとび出して行きました。

おかあさんも手伝ってくれました。雪だるまをおすとき、ズツツと、すこく気持ちいい手ごたえがします。

はじめにからだを作りました。次に頭を作りましたが、大きすぎてうまく乗りません。おかあさんが、「頭を作るときには大きすぎるとからだの上に乗らないから、少し小さめに、乗せてからつぎたすんだよ。」と、教えてくれました。ぼくはそれをよく聞いて作ることにしました。

だんだん形ができてあがつてきました。遠くから見ると頭にこぶがついていて、とてもへんな形です。

雪だるま

川越小3年 小林高明



した。ぼくはその所を直しましたが、なかなか直らないのでおかあさんに見てもらいました。おかあさんは、「なかなか大きいのができたけど形が悪いね。」と、言って、形が悪い所を直してくれました。

ビニールの手ぶくろをしていまずからぬれませんが、時間がたつにつれてだんだん手がつめたくなってきました。ますますすつめたくなったので家の中に入ってお湯につけて手をあたためました。おかあさんがしもやけにならないようにと、クリームをつけてくれました。

宿題をしながら雪だるまのことを考えました。まだ、目や鼻や口などはできていません。でも雪だるまはできあがりです。あの雪だるまがあと一カ月ぐらいたけないうのこつていれば、ずっと遊べるのになあと思いました。



季節の話題

新学期

もうすぐ新学期、幼稚園から大学まで今年入学するお子さんにとっては、新しい人生の出発点に立ち、歩きはじめるわけです。

ついこのあいだまで、お父さんがお勤めに出たまま、台所から洗たく物の干し場まで、お母さんの腰にまつわりついて離れなかったお子さんが、新しいランドセルを背負って学校へ出かけます。

いままでは近所のお友達だけ



だった交遊関係から、顔も気心もわからないお友達と一緒に過ごす時間がふえるのですから、家に帰ってくるまでの張りつめた気持ちを察してあげてください。

新学期が始まると、登下校途中のお子さんの交通事故が増加します。このような事故は何としても防がなければなりません。ちよつとでも無理をすると、とんでもない事故に遭うことになりま。たとえば、横断歩道まで行くのがめんどろと、途中で渡ろうとしたり、渋滞している車と車のあいだをすり抜けて渡ろうとしたり、見ていてハラハラする風景です。

交通事故に遭わないためには、ごく基本的なルールを守ることでないでしょうか。お母さん方は、お子さんが交通事故に遭わないよう改めてルールを教えてあげてください。



季節のめぐり (4月上・中旬)

一日(火)：新学年、新財政年度、エープリル・フル
五日(土)：清明
七日(月)：世界保健デー
八日(火)：花まつり
十日(木)：婦人週間
十一日(金)：メートル法公布記念日
十二日(土)：世界宇宙飛行の日

市民会館4月のおもな催しもの

(3月10日現在、ホールのみ)

日	催し	入場方法	開演時間	主催者
2(水)	ピアノ発表会	無料	AM:10.00	喜多町、坂本不二 23-0205
3(木)	ピアノ発表会	"	"	喜多町、坂本民子 23-0205
4(金)	白百合音楽教室ピアノ・エレクトーン発表会	"	PM: 0.30	的場、長谷川みゆき 32-2661
5(土)	ピアノと歌の会	"	PM: 1.30	石原町1丁目、島田もと子 24-9325
6(日)	埼玉県吟詠連盟 春季吟詠大会	"	AM: 9.30	埼玉県吟詠連盟 22-0622(小田)
7(月)	ピアノ発表会	"	PM: 1.30	上福岡市、和田和美 0492-63-1740
12(土)	ピアノ発表会	"	PM: 2.00	富士見市、八戸綾子 0492-51-3066
13(日)	日本舞踊若藤会 7周年発表会	"	正午	霞ヶ関北3丁目、毛利基尚 31-8560
14(月)	女流浪曲	入場券 1,300円	PM: 2.00 PM: 6.30	民音大宮サービスセンター 0486-43-4386
16(水)	由紀さおりリサイタル	会員制 1,800円	PM: 6.30	川越労音 23-0656
20(日)	ピアノおさらい会	無料	PM: 2.00	宮元町、山県智子 24-3722
27(日)	チェリア会ピアノ・ミュージカルファンタジー発表会	"	PM: 1.00	新宿町3丁目、石川洋子 44-1794

※おもにどなたでも入場できるものを掲載しました。
※主催者の都合により一部変更になる場合もあります。
※入場券のお申し込みやお問い合わせはそれぞれの主催者へ。
☑9月中の市民会館使用申込みは、4月2日(火)午前9時からお受けします。(くわしくは、市民会館☎22-4678へ)

短歌

こだま短歌会

並木朝日 千代

紙敷きし芝生の上に坐せしまま及ぶ限りの草摘みて居り

野田町 萩原加津子

「恍惚の人」を読みつつ哀れさにふと涙しぬ我も老いぬる

野田町 小沢 いせ

孫の掌をとれば温もり伝わりて吾が血のつながり愛しく思う

藤間 木村 昌子

春の庭飽かずもがなに眺むれば尾長鳥啼きて雨の降るらし

仙波町 小峰かよ子

愚かしき夢より醒めてうすれゆく記憶たどりぬ暫し目を閉じ

小仙波町 田沢みや子

老い楽のクラブの我ら若やぎてバスにて歌う鉄道唱歌

東田町 永島 みい

鶯が何時しか家族の一員となりて餌を摺る朝の忙しき

東田町 利根川はる

暮れ方の雨雲低くたれこめし貨車入れ替への踏み切りに立つ

野田町 長峰 初子

善き人に縁多かりし身の幸を泌みて思ふも身弱き我は

幸町 西川 きく

晴着縫ふ膝に春陽のあたりいて陽炎燃ゆる垣のあたりに

中原町 山田 千代

隣家の鳩に目覚めて暫くはその低音を静かに聞きぬ